

任意後見契約を締結し、公証人役場で公正証書を作成する

判断能力が低下したら

家庭裁判所へ「任意後見監督人」選任の申し立てをする

誰が申し立てするの?・・・本人 配偶者
4親等以内の親族
任意後見人

任意後見監督人は、任意後見人が契約内容通り適正に仕事をしているかを監督します

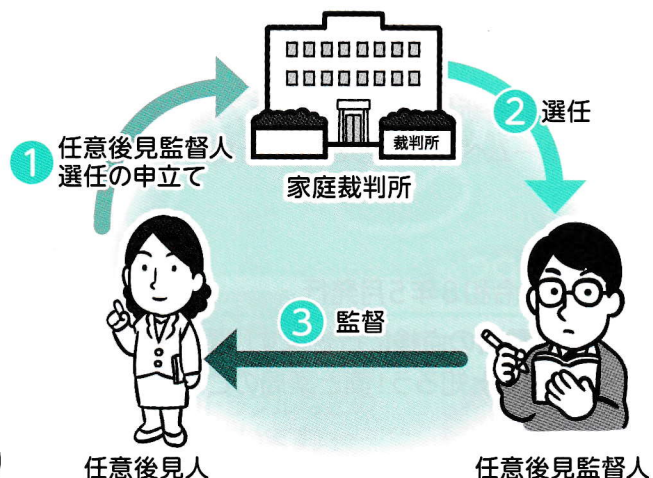
任意後見スタート

任意後見監督人が選任されると、任意後見契約が開始される

任意後見人や任意後見監督人への報酬は?
任意後見人の報酬は契約時に話し合いで決め、任意後見監督人の報酬は家庭裁判所が決定します

任意後見終了

本人の死亡によって契約が終了します



一度締結した任意後見契約の内容や、任意後見人の解除・変更はできますか?

任意後見
スタート前なら...

可能

任意後見
スタート後は...

原則困難

こんなことも考えて契約しておきましょう

●「見守り契約」

孤立防止や任意後見への円滑な移行につながる契約です。定期的に面談や連絡を取ってもらい、生活の状態や健康状態を確認し、見守ってもらいます。



●「財産管理委任契約」

任意後見が始まる前であっても財産管理を依頼する契約です。例えば、判断能力がしっかりしていても、骨折や脳梗塞などで体が思うように動けなくなった時などに日常の金銭管理等を依頼できます。



●「死後事務委任契約」

亡くなった後の手続きや支援を依頼する契約です。死後の入院費の清算や死亡届けの提出、葬儀 納骨、ライフラインの解約などを依頼できます。

まとめ

これからのことを考える1つの手段として、任意後見制度を知っておきましょう